

最高裁判所(第二小法廷)平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求上告受理事件
国側当事者・国

平成27年1月16日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成25年3月28日判決、本資料26
3号-63・順号12187)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年4月27日判決、本資料26
2号-94・順号11944)

決 定

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められ
ない。

平成27年1月16日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信

裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 山本 庸幸

当事者目録

申立人	株式会社 J
同代表者代表取締役	乙
同訴訟代理人弁護士	藤枝 純 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	牧迫 洋行